

薬連ハイライム

「経済財政運営と改革の基本方針2025」 閣議決定される

政府は6月13日、「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「規制改革実施計画」等を閣議決定しました。

これまで日本薬剤師連盟は日本薬剤師会と共に、地域医療を守るべく日々の業務に懸命に取り組んでいる薬局が安定して地域住民・患者への薬剤師サービスの提供を継続できるよう、現下の物価高・職員の着実な賃上げに対応するための診療報酬等による措置もしくは必要な財源の確保を求めてまいりました。

今般の基本方針2025においては、「公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める」との方針が打ち出され、「高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」と明記されております。今後、物価高・賃上げに係る対応については、前回診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証したうえで本年末

までに結論を得ることとされております。

また、「薬局が有する情報の標準化とDXを進める」との方針も打ち出されました。質の高い効率的な医療サービスのためには薬局が有する情報が必須であり、薬局から医療機関への服薬状況等のフィードバック情報など、薬局と医療機関が共有する情報や、そのもととなる調剤録（薬歴）の情報などの標準化によるDXへの取り組みが進められます。OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し等についても言及されておりますが、国民・患者はもちろん、医療現場にとって過度な負担を強いることがないよう配慮が必要です。

日本薬剤師連盟は日本薬剤師会と連携しつつ、薬剤師・薬局による、患者の安全・適正な薬物治療のための様々な業務、国民皆保険の維持・堅持のための取り組みを適切に評価いただけるよう主張していくとともに、来年度予算編成過程を注視しつつ対応していきたいと考えています。

オレンジ日記

真夏の体調管理

参議院議員・薬剤師
本田 顕子



本格的な夏の季節を迎えました、と言いたところですが、今年は6月下旬頃から既に全国各地で真夏日や猛暑日を記録しています。夏休みシーズンならではの音楽イベントや旅行、花火大会・夏祭り、EXPO 2025などを十分楽しむには何よりも体調が大切です。以下ご参考の上、体調を崩すことなく、楽しい夏をお過ごしください。

1 熱中症対策

高温多湿なところで発汗による体温調節がうまくできなくなると、体内に熱がこもった状態になり、めまい、たちくらみなどの症状が表れます。暑さを避け、こまめな水分補給を心掛けて、おかしいと感じたら、涼しい場所へ移動して、冷たいものでからだを冷やすようにしましょう。

2 夏バテ防止

はっきりとした学問的な定義はなく、夏に生じる「だるい」、「食欲がない」といった状態を指すと思います。発汗機能の不調や屋内外の温度差のほか、睡眠不足、冷たいものの摂り過ぎ等による胃腸の疲れなどが原因と考えられます。暑さ対策や規則正しい生活を心掛けると共に、夏に不足しがちな塩分やビタミン・ミネラルの補給に良いレシピなども参考に食事でも工夫して、酷暑を乗り越えましょう。

3 こむら返り

睡眠時にふくらはぎがつる原因は完全に解明されていませんが、筋肉系の反射異常や足の冷え過ぎに伴う血流低下などのほか、筋肉の収縮に関与するカルシウムと神経の伝達に関与するカリウムの働きを調節しているマグネシウムが不足すると、こむら返りが起こり易いと言われています。ミネラルバランスに気をつけましょう。

政 幸 だ よ り

医療用麻薬の流通と指定濫用 防止医薬品の見直しについて

参議院議員・薬剤師
神谷 政幸



第217回通常国会は6月22日に閉会しました。第27回参議院議員選挙が7月3日に公示され、いよいよ選挙戦がスタートいたしました。

一致結束することが、わが国の安定と未来の創造につながると確信しています。皆様と想いを一つにしながら、この原稿をしたためています。

令和7年5月13日の厚生労働委員会で薬機法改正審議の質問に立ちました。今回の改正には、一部麻薬卸売業者間の譲渡を可能とする内容が盛り込まれました。具体的には、麻薬の出荷停止又は制限等の事由が発生したことにより保健衛生上の危害の発生を防止するための措置を講ずることとした場合等に、麻薬卸売業者が隣接する都道府県の麻薬卸売業者等に対する麻薬譲渡が可能となります。

医療用麻薬は納品に時間がかかる場合があると聞いております。また薬局間譲渡には一定の制限もあり、手続等も煩雑という声も耳にします。隣県卸から薬局への納品や薬局間譲渡改善を要望する声や、卸の方からも過疎地域にある支店から県境を越えた都市部支店への譲渡を望む声をお聞かせします。

今後の改善策の検討について、厚労省の見解を質したところ、平時における麻薬卸売業者の都道府県外への譲渡や麻薬小売業者間譲渡の改善など、麻薬の流通に係る更なる制度見直しや運用改善については、医療現場における実態や課題を把握しつつ、引き続き検討を進めてまいりたいとの回答を得ました。流通改善については、将来大きく前進できるよう前向きな検討を要望しました。

現在、指定濫用防止医薬品は6成分が指定されていますが、これ以外の成分を含む製品による濫用実態もあり、特にデキストロメトルファンについては看過できない状況です。対象の見直しについて厚労省の考えを質しました。

政府からは、現在、厚生労働科学研究において濫用実態等について調査を行っており、調査結果を踏まえ専門家の意見も聞きながら、追加の成分指定の要否について検討してまいりたいとの回答を得ました。